外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

1　当外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　　話　　０７６－２６８－６５４１

担 当 者　　廣野　雅志

＊　ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2　サービスの内容

（1）　基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

契約者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービス（以下「特定施設サービス」という。）に係る目標、その達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②契約者の安否の確認

事業所の職員により、契約者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談

生活相談員をはじめその他職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

④口腔衛生の管理

口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

（2）委託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養その他日常生活上の支援について、次のとおり事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護事業者	向陽苑木曳野訪問介護センター	石川県金沢市木曳野４丁目１１４番地
指定訪問看護事業者	かないわ病院	石川県金沢市普正寺町９－６
指定通所介護事業者	陽風園デイサービスセンター	石川県金沢市三口新町１丁目８番１号
	陽風園木越デイサービスセンター	石川県金沢市木越町チ６０番地１

次の指定居宅サービスは、契約者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者により提供します。

指定訪問入浴介護

指定訪問リハビリテーション

指定通所リハビリテーション

指定福祉用具貸与
地域密着型認知症対応型通所介護

（３）設備の使用、手続き、介護サービス等
次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。
① 居室
当施設の居室は個室です。入居後、契約者の状況に応じて居室を変更することがあります。
◎居室の移動に関する事項
（ア）契約者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定めるときには、事業所に利用していない居室がある場合に限り、契約者の希望により居室を移動することができます。
一 日照、採光などの環境が、より適切なサービスの提供をするための合理的な理由があるとき
二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活上著しい支障があるとき
四 その他既に利用している居室が、より適切なサービス提供をするうえで、契約者の日常生活上著しい支障があるとき
（イ）事業所の管理者は、特定施設介護サービスの提供に著しい支障があると認めるときは、契約者の同意を得て、居室を移動させることができます。
（ウ）居室の移動を希望する契約者は、必ずその理由を付して、書面により管理者へ提出してください。
（エ）事業所は、（ウ）の書面を受理したときは、必ず契約者の同意を得たうえで、その適否を書面により契約者に交付します。
（オ）事業所の管理者は、契約者の居室を移動させる場合には、必ず契約者の同意を得たうえで、その理由を付した書面を交付します。
（カ）居室の移動をした契約者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は契約者の負担とします。

② 食事
朝食 ７：３０～９：００
昼食 １１：３０～１３：００
夕食 １７：３０～１９：００
・ 食事は契約者の摂取状況に合わせて調理します。
・ 医師の指示による食事の提供を行います。
食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に従い委託居宅サービスにて対応します。
③ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に従い委託居宅サービスにて対応します。
④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等の介護は、特定施設サービス計画に従って行います。

⑤　機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施するほか、必要に応じて、特定施設サービス計画に従って委託居宅サービスにて対応します。

⑥　健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院等への外来受診をいたします。また、必要に応じて、診療室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、嘱託医以外への病院等の外来受診は原則として、身元引受人等に実施していただきます。(介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。)

3　利用料金

（1）保険が適用される基本料金

別紙料金表のとおりとします。

（2）その他自己負担が必要となるもの

サービス提供に関する記録の複写物に実費がかかる場合があります。

（3）支払方法

前記（1)、(2）の料金は、１か月ごとに計算し請求しますので、翌月２０日までに、次のいずれかの方法でお支払いください。

ア　現金支払い

イ　預かり金口座からの引落とし

4　虐待防止のための措置

① 虐待の発生又はその発生を防止するため、指針を整備し、職員による委員会を開催し、職員に研修を実施します。

② 虐待防止の措置を適切に実施する担当者を以下の通りと定めます。(向陽苑木曳野運営規程第 34 条の２第４号)

虐待防止責任者　　中川　里美

虐待防止担当者　　三津守　幸子

5　サービス内容に関する相談・苦情

①当施設における相談・苦情等は、次の窓口で受け付けます。

〇受付窓口

担当者　三津守　幸子　　代理担当者　金浦　千春　　廣野　雅志

②その他

事業所以外に、苦情解決第三者委員（食堂･事務所に氏名、住所を掲示してあります)、市町の相談・苦情窓口等に苦情等を申し出ることができます。

6　第三者評価の実施状況

本事業所の第三評価の実施状況は以下のとおりです。

実施状況の有無	あり・(なし)	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

令和　　年　　月　　日

当事業所の特定施設介護サービスの提供に当たり、契約者等に対して契約書及び契約書別紙並びに本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業所　　所在地　石川県金沢市木曳野４丁目１１４番地
事業名　養護老人ホーム向陽苑木曳野特定施設

説明者　　印

契約者及び身元引受人（代理人）は、契約書及び契約書別紙並びに本書面により、事業所から特定施設介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

契約者　　住　所

氏　名　　印

身元引受人　　住　所
(代理人)

氏　名　　印